

次世代 X-nics 半導体創生拠点形成事業

公募要領

公募受付締切日

令和4年2月7日（月）17時00分必着（e-Radのみでの提出）

本公募は、

- ①令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算に盛り込まれている事業
- ②令和3年12月24日に閣議決定した令和4年度当初予算の政府予算案に盛り込まれている事業

に関するものであり、事業実施には②の予算案の国会での可決・成立が必要となります。

※②について、政府案の閣議決定を踏まえ、更新しました（令和3年12月24日）。

文部科学省

令和3年12月

目次

1. はじめに	6
2. 事業の背景・目的	6
3. 事業の概要	8
3-1. 拠点における実施内容	8
3-1-1. 拠点全体のビジョンの設定【様式 2】	8
3-1-2. 研究開発領域の設定【様式 4】	9
3-1-3. 拠点における研究開発の推進【様式 4】	10
3-1-4. 拠点における人材育成の推進【様式 5】	11
3-1-5. 拠点における環境整備（令和 3 年度補正予算）【様式 6】	11
3-2. 拠点の運営体制【様式 3】【様式 8】【様式 9】	12
3-2-1. 拠点設置法人の役割	12
3-2-2. 拠点長の役割	13
3-2-3. 代表機関の役割	13
3-2-4. 拠点運営委員会の設置	14
4. 本事業全体の運営体制	15
4-1. プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）	15
4-2. 事業推進委員会	15
4-3. 事業評価	15
4-4. 経済産業省及び文部科学省の連携	16
4-5. その他	16
5. 応募の要件	17
5-1. 応募機関の要件	17
5-1-1. 代表機関の要件	17
5-1-2. 連携機関の要件	17
5-1-3. 拠点長の要件	18
5-2. 実施期間	18
5-3. 採択予定件数及び実施予定額	18
6. 公募・審査について	19
6-1. 公募内容	19
6-2. 募集から契約までのスケジュール	19
6-3. 提案書類の受付等	20
6-3-1. 提案書類の入手方法	20
6-3-2. 提案書類の期限	20
6-4. 提案書類の作成	21
6-4-1. 提案書類の作成及び提出上の注意	21
6-5. 審査及び採択	21
6-5-1. 審査方法	21
6-5-2. 審査要領	21

6-5-3. 選定結果の通知	21
6-6. 公表等に関して	22
6-6-1. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	22
6-6-2. e-Rad からの内閣府への情報提供等について	22
6-6-3. 研究者情報の researchmap への登録について	22
7. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募方法等について	23
7-1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	23
7-2. e-Rad を利用した応募方法	23
7-2-1. e-Rad 使用にあたる事前登録	23
7-2-2. e-Rad での応募申請	23
7-2-3. その他	24
7-3. その他	24
7-3-1. e-Rad の操作方法	24
7-3-2. e-Rad の操作方法に関する問合せ先	24
7-3-3. e-Rad の利用可能時間帯	24
8. 応募に当たっての留意事項	25
8-1. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	25
8-2. 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況	26
8-3. 不正使用及び不正受給への対応	26
8-4. 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	27
8-5. 関係法令等に違反した場合の措置	27
8-6. 繰越について	27
8-7. 府省共通経費取扱区分表について	28
8-8. 費目間流用について	28
8-9. 年度末までの研究期間の確保	28
8-10. 研究設備・機器の共用促進について	28
8-11. 博士課程学生の処遇の改善について	29
8-12. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	30
8-13. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	31
8-14. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	31
8-15. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	31
8-16. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	32
8-17. 社会との対話・協働の推進について	33
8-18. 研究データマネジメントについて	33
8-19. 論文謝辞等における体系的番号の記載について	34
8-20. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	34
8-21. 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	35
8-22. 競争的研究費改革に関する記載事項	35
8-23. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	35

8-24. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	35
8-25. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	36
8-26. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	36
8-27. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	37
8-28. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	39
9. 契約の締結等	40
9-1. 委託契約の締結内容	40
9-1-1. 契約条件等	40
9-1-2. 再委託契約について	40
9-1-3. 契約の準備について	40
9-1-4. 委託費の額の確定等について	40
9-2. 委託費の範囲及び積算等	41
9-2-1. 委託費の範囲	41
9-2-2. 委託費の精算	41
9-2-3. 委託費の支払	41
9-2-4. 年度未までの研究機関の確保について	41
9-3. 事業成果の取扱い	41
9-3-1. 委託業務成果報告書の提出	41
9-3-2. 事業成果の帰属	41
9-4. 取得資産の取扱い	42
9-4-1. 所有権	42
9-4-2. 委託期間終了後の設備備品等の取扱い	42
9-4-3. 汚染資産等の処分	42
10. 問い合わせ先	43
(別紙1) 審査要領	44
(別添1) 評価項目及び審査基準	46
(別紙2) 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した応募の流れ	49
(別紙3) エフォートの考え方	51
(別紙4) 府省共通経費取扱区分表について	52
(別紙5) 研究代表者（PI）の人件費の支出について	55
(別紙6) 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について	57
(別紙7) 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（専従義務緩和）について	59
(別紙8) 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）	64
(参考1) 実際の活動事例	68
(参考2)	69

1. はじめに

本資料は、本事業における実施主体の公募の手續等を説明するものです。応募に当たっては、本資料の内容を十分御理解いただいた上で、優れた成果が得られるように事業の趣旨に沿った提案をお願いします。

2. 事業の背景・目的

半導体はあらゆる産業、社会経済システムの根幹である。グリーン化やデジタル化の鍵を握る技術であり、昨今、2050年カーボンニュートラルや Society5.0の実現に向けた動きが加速する中、半導体が果たす役割はますます大きくなっている。中でも、信号処理や記憶の機能を担うロジックやメモリ、それらを機能単位までインテグレーションする SoC (System on Chip)、入出力を司る各種情報を取り入れるセンサ・アクチュエータ等の半導体集積回路は、自動車からコンピュータやスマートフォン、家電製品、さらには産業機器まで、あらゆるデジタル機器のシステムの中核を支える「キーデバイス」とも言え、集積回路産業とそれを支える技術の維持・進展は重要な国家課題である。

また、半導体は、経済安全保障に直結する重要な産業技術でもある。過去 30 年間で 10 倍に急成長した半導体市場¹は、今後 10 年程度でさらに 100 兆円規模になるとも期待されており、そのうちの多くを集積回路が占める。そのグローバル市場の獲得は、これまで日本を支えてきた製造装置や素材、関連技術の産業のサプライチェーンの強靱化のためにも必須である。

このように集積回路の重要性が社会的・経済的に増す中、この分野の国際競争は年々熾烈を極めていく。諸外国では、自国技術開発、自国内での生産能力・基盤の確保が至上命題となっており、特に米国・中国・欧州・台湾・韓国では、国家戦略として巨額を投じた産業政策を講じている。他方で日本のプレゼンスは徐々に低下してきており、1990 年代に 5 割を占めていた市場シェアは、現在では約 1 割にとどまっている。これ以上世界に遅れることのないよう、集積回路分野における取組を強化し、中長期的な国際競争力を維持・強化していくことが、我が国の命運を握ると言っても過言ではない。

現在、集積回路技術は、大きな変革の時を迎えようとしている。これまで半導体微細加工技術の進展がもたらしていた加工寸法の縮小による粛々とした性能の向上とコストの低減は、微細化寸法がナノメートルに及ぶに従い技術的な難度が高まり徐々にその効果を発揮しにくくなっており、この方向での半導体集積回路の性能向上は、あと数世代で終わるとの見方も出始めている。これまでとは全く異なる新たな性能向上の方法が模索され始めている。

こうした状況に鑑みれば、微細化の競争では後塵を拝しつつある我が国も、これまでの延長線上ではない半導体集積回路を世界に先駆けて開発できれば、この分野でゲームチェンジを起こして“次”の勝負に勝つ可能性がある。今後のグローバル市場を席捲するのは、新たな付加価値の源泉となるような次世代半導体集積回路であり、その核となるのは、アカデミアが有する優れた研究開発力・人材育成力の基盤である。熾烈な国際競争が繰り広げられるこの分野で、日本として逆転シナリオを描き、未来を先取りしたアカデミア発の“次世代”半導体集積回路を創生するためには、早い段階から戦略的に、この分野におけるオールジャパンのアカデミアの知見等を総動員する取組を強化することが急務である。

¹ 世界全体で約 60 兆円規模。(世界半導体市場統計 (WSTS) によれば、2021 年の市場規模は約 5500 億米ドル。)

集積回路技術は非常に裾野が広く、現状、アカデミアにおいて研究開発リソースが散在しているが、新しい切り口での集積回路を創生するには、関連する様々な分野でのコミュニティの連携を深化させ、本格的な異分野協働や技術統合の体制を構築し、同時にこの分野での人材を育成することが求められる。また、将来のグローバル市場獲得を見据えた研究開発のためには、国内のみならず海外からも多様な人材を広く糾合することが重要である。

以上を踏まえ、本事業では、カーボンニュートラル 2050 やデジタル社会の実現、経済安全保障の確保に向けて重要な役割を果たす次世代半導体集積回路の創生を目的とし、我が国の強みを活かした研究開発及び人材育成の中核的なアカデミア拠点形成を推進する。特に将来を担う若手人材は、今後の日本の命脈を握る存在である。その育成には時間を要するため、今のうちから息の長い取組を大学等において継続して行っていくことが必須である。

最後に、事業の名称にもなっている「次世代 X-nics 半導体」とは、例えばフォトニクス、スピントロニクス、トポロニクス等の新たな材料の集積回路への活用、ニューロモルフィクス等の新たな設計・原理の活用など、異なる分野の融合（例：新たな材料 **X** 集積回路）等を通じ全く新しい半導体創生を目指す意味を含めた造語である。本事業において、異分野同士の掛け算から生まれる新しい切り口（**X**）で、“次（ne**X**t）”の時代を席卷する半導体集積回路が創出され、将来、新たな高付加価値産業を切り拓いていくことを期待している。

3. 事業の概要

本事業では、集積回路技術²における国際競争力の中長期的な維持・強化に向けて、産学官の人材を糾合しながら、我が国の強みを活かした

- ①新しい設計・原理や材料、プロセスを活用した、「次世代 X-nics 半導体」の創生に向けた研究開発
- ②産業界への専門人材の持続的な供給に向けた若手人材の育成

の中核となるアカデミア拠点を形成し、研究開発エコシステムの構築を推進する。また、拠点形成に先だって、令和3年度補正予算により、国内外から人材を糾合しながら①②を実施するために必要な環境の整備を行う。

本事業では将来社会に求められる、すなわち実用化の可能性の高い研究開発成果の創出を目指し、①の研究開発においては、材料開発からプロトタイプ³の製作、評価までの幅広い段階を対象に、最終的には、拠点自らが設定した拠点ビジョンに基づく研究開発目標に対する原理検証を、集積回路のプロトタイプレベルで実施する。

また本事業における②の人材育成は、①の研究開発を通して行う。将来、国内外の企業ニーズを踏まえた半導体集積回路を創り出して国際競争に打ち勝っていくためには、集積回路の設計・製造プロセス全体に対する俯瞰力を備えた上で、課題志向（issue-oriented）で新しい集積回路を構想できる人材層を厚くすることが肝要であるが、現在、我が国では、こうした人材層が先細りしている。このため拠点においては、材料・素子の開発からプロトタイプの製作・評価、集積化した際の特性の実証等、集積回路の一連のプロセスを行うことで、研究開発での学びや実践の経験を若手人材に積み重ね、実践的な人材育成を行う。

なお、本事業については、革新的な半導体創生に向け新領域の創造を目指していること、材料開発からプロトタイプの製作・評価まで幅広いプロセスを対象としていること、さらには将来この分野を牽引する若手人材の育成を行うことから、事業期間は10年³を予定している。

3-1. 拠点における実施内容

3-1-1. 拠点全体のビジョンの設定【様式2】

（I）拠点ビジョンとそれに基づく達成目標の設定

本事業では、拠点自らが、「未来社会で求められる」×「これまでの強みを生かせる」半導体の研究開発に関するビジョンを産学共創で時代を先読みしながら設定した上、ビジョンから逆算して、事業終了時に拠点として達成すべき目標を具体的に設定する⁴。

ビジョン設定に当たっては、2035～2040年頃の社会像から想定される「求められる付加価値サービス」や「解決すべき社会課題」を起点に「実現すべきデバイスの機能」を特定し、拠点としての研究開発のビジョンに落とし込むこと。その際、産業界側、特にユーザー企業側の将来構想に合致した提案となるよう留意すること。なお、ここでの連携企業は今後3-2.で後述する拠点体制になんらかの形で（例えば、意志決定組織あるいは研究実行部隊の一員として）参画することが望ましい。

併せて、我が国の技術優位性が十分に発揮できるか、将来の新しい産業の創出につながるかといった観点も踏まえながら、日本がこの分野での今後15～20年後に世界的な産業優位性を獲得するに至る道筋を描くこと。その際、当

² ここでは、ロジック、メモリの他、センサーを組み合わせたものも対象とする。

³ 令和3年度は、3-1-3.で詳述する研究開発の実施に当たり効果的な環境整備（3-1-5.）を行い、令和4年度～令和13年度は、当該設備を活用した研究開発及び人材育成（3-1-3.及び3-1-4.）を行う。

⁴ 本拠点を活用し、外部資金を積極的に獲得していくことを推奨する。

該ビジョンの発展性（例：産業界における受け皿の存在⁵、想定されるサプライチェーンの裾野の広がり 等）も考慮し、可能な限り具体的に示すこと。

また、設定したビジョンに基づき、その内容を表す適切かつ明解な拠点名を提案するとともに、中間評価（4-3.で後述）にあたる5年度目（令和8年度）と事業終了時（令和13年度）に拠点として達成すべき目標を設定⁶すること。目標設定に当たっては、研究開発の方向性を分かりやすく説明するとともに、国内外に効果的にその取組や成果を発信する観点から、事業終了時点の研究達成目標を一般にも分かりやすい形で明確に設定すること。

3-1-2. 研究開発領域の設定【様式4】

本事業では、“次”の半導体集積回路のコアとなる新しい切り口（X）を模索する視点から、3-1-1.の拠点ビジョンの下、異分野を融合又は各レイヤーを統合（＜融合のイメージ＞参照）させた研究開発領域を設定する。

領域の設定に当たっては、以下の観点が満たされているかを確認すること。

- 半導体集積回路の将来のグローバル市場獲得に向けてコアとなる技術を生み出せる領域であること
- 科学技術上の又は将来社会で想定される世界的課題の解決に挑戦する、国際的に魅力ある領域であること
- 我が国の優位性を十分に発揮できる領域であること
- 将来の重要な学問分野の創造が期待される領域であること
- 10年という比較的長い事業期間において絶えず関連する新しい領域を戦略的に生み出し、我が国全体の研究開発水準向上への貢献が期待できる領域であること

実施内容を表す適切かつ明解な領域名を提案するとともに、当該領域において材料/デバイス/回路/システムの各レイヤーをどう統合するか、物理/化学/生物/電子/情報等をどう融合するか等、各分野がどういう役割を果たし、どのように融合・統合を図るかを具体的に示すこと。各分野は独自に深化させるのではなく、相互の発想、成果を効果的に共有しながら提案した領域として発展していくことが期待される。

加えて、拠点自身の強みや特性を最大限発揮した提案を行うこと。ただし前述のとおり、本事業では将来像からバックキャストした社会・経済的な意義が重要であるため、学術的に水準が高いだけでは不十分であり、提案が seeds-oriented だけではなく issue-oriented なものとなっているかに留意すること。

＜融合のイメージ＞

- ・AI やロボット等の特定用途を志向する半導体創生を目指した、新材料や新動作原理に基づくニューロモルフィクスの新しいアーキテクチャ、量子コンピュータ活用による設計最適化等を活用した、材料×ハード×ソフト（新機能材料×神経回路網×集積回路）の融合
- ・飛躍的な機能向上や省エネを実現する半導体創生を目指した、新しい材料活用による量子マテリアル×集積回路の融合

（※）あくまでイメージであり、分野同士の効果的な“掛け算”が期待されるものであれば、例示に限る必要はない。

⁵ 例えば、2035～2040年頃の社会実装というタイムスパンから逆算すれば、既存技術との親和性を考えると、現行のCMOSのように、集積回路の基板はSiベースである（SiCやGaN等、全く別のものに置き換わることはない）と考えられる。（ただし、Siベースではない基板を用いた提案であっても、事業の背景・目的等に合致するもので、当該テーマが発展した際に国内サプライチェーンに及ぼす効果等、今後の発展性を説明できるものについては、提案が妨げられるものではない。）

⁶ 事業終了後の自立的な運営に向けた取組も含まれることが推奨される。詳細は3-2.を参照すること。

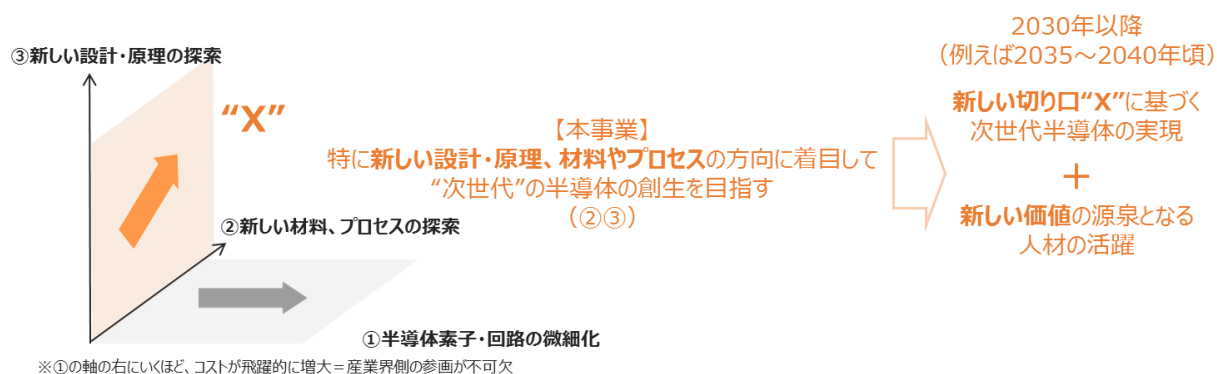
3-1-3. 拠点における研究開発の推進【様式 4】

集積回路の研究開発の方向性としては、大きく分けて、

- ①半導体素子・回路の微細化
- ②新しい材料、プロセスの探索（新しい素子、プロセスの開発も含む）
- ③新しい設計・原理の探索（新しいアルゴリズム、設計手法の開発も含む）

の3つが考えられるが、本事業では2030年以降、例えば2035～2040年頃の社会で求められる全く新しい次世代半導体集積回路を志向し、①の微細化の流れを踏まえながらも特に②③の軸を切り口として⁷、拠点への参画機関で一体的に協働しながら研究開発を行う（下図参照）。

（図）本事業における研究開発の方向性



これら②③の研究開発においては前述したように、単なる学術的な“X-nics”の探求にとどまらず、新しい切り口により、今後の重要学問や高付加価値産業を新たに創り出すような領域設定が求められる。

その際、当該領域の創造に向けた具体的な研究開発課題を設定するとともに、各課題に対応するチームを編成した上、密に連携を行いながら、3-1-2.で提案した研究開発領域を開拓するような研究開発を行うこと。

なお、各チームは、それぞれの学問分野において我が国を先導する水準が要求される。各チームには各機関の持つ強みや特性が相乗効果を発揮しながら研究開発を深化させることが期待される。また、設計・原理や材料・プロセスの探求、プロトタイプ製作・評価、集積化した際の特性の実証等、集積回路の設計、試作、評価に係る一連のプロセスを対象とし⁸、基礎・基盤から実証までの幅広いフェーズにまたがった研究開発[※]を行うことが望ましい。

（※）ただし、一部のプロセスについて民間企業の受託サービスや外部機関の装置等を利用することが総合的にみて最良と考えられる場合には、そのような提案も可とする。

以上を踏まえつつ、提案内容の記載に当たっては、以下の点を含めること。なお、実施に当たり効果的な環境整備については3-1-5.を参照のこと。

- 10年間の研究開発ロードマップ（令和8年度、13年度の目標を含む）
- 各研究開発課題の具体的な取組（実施方針、実施内容、実施体制）

⁷ 前述のとおり集積回路の微細化には莫大な投資を要するため、ここでは事業の趣旨や規模等を踏まえ、線幅にはこだわらなくてよいものとする。ただし、社会実装のためには最終的にある程度の微細化が必須であることため、その観点から必要なレベルでの微細化の検討を行うことは妨げない。

⁸ ただし、全てを包括的に実施するのは難しいことから、どこかの切り口を強みとした提案を行うことは寧ろ推奨される。

(※) 各機関のそれぞれの役割や、相乗効果を発揮するためどのように協働するかについても具体的に記載。

- 研究開発に係る企業との連携方策
- 事業終了後も継続できる自立的な研究開発の仕組み

3-1-4. 拠点における人材育成の推進【様式 5】

本事業では、3-1-3.の研究開発活動を通し、若手研究者（主に大学・大学院の学生～ポスドクを想定。以下「学生等」という。）を対象とした OJT に基づく育成を行い、集積回路づくりのプロセス全体の幅広い知識や新たな集積回路の設計手法の開発、集積回路のアプリケーションを構想する力や、開発の過程で生じた問題を様々な角度から評価分析し、適切に解決する方法を見出す力を養う。基本的に研究開発での学びや実践（武者修行）を通じた育成を想定しており、学位プログラムの設置や教育カリキュラムの開発等、拠点設置法人のコミットメントを要する教育の取組は要件としないが、そうした要素は本公募の審査や後の中間評価（4-3.で後述）等で評価される。

また、提案に当たっては、大学・産業界の人材交流（例：企業から大学等にベテラン人材を実務家教員⁹として派遣する。大学等における人材育成において企業の若手～中堅研究者が関与できる仕組みにする。）や産学連携協働プログラムの開発といった産学共同教育体制の構築（例：大学・企業間での学生・若手研究者向けの交流）も含まれることが望ましい。特にベテラン人材（例：50 歳代以上のシニアな研究者）は日本の集積回路分野の人材のボリューム層であり、かつ本分野から引退していくことが懸念されるため、こうした人材から将来を担う若手人材がその知見やノウハウを継承することは我が国全体にとって重要な課題であり、こうした課題に取り組む提案は評価される。

併せて、将来の半導体集積回路分野を牽引する人材層を厚くする観点からは、本事業によるネットワーク化を通じ、拠点内の学生等とはもとより、拠点外（例：他拠点や周辺地域の高等専門学校や大学等）の学生等への教育ひいてはキャリアパス確保にも貢献し、我が国全体での集積回路産業の人材の掘り起こしや裾野の拡大に貢献することが期待される。同時に、集積回路分野の活性化や人材の流動化を図る観点から、持続的な人材交流・育成の仕組みを確立、実行することが望ましい。

以下の点を踏まえつつ提案内容の記載に当たっては、以下の観点を含めること。

- 拠点において目標とする人材像
- 10 年間の人材育成ロードマップ（令和 8 年度、13 年度の目標を含む）
- 拠点内における人材育成の具体的な取組（実施方針、実施内容、実施体制）
 - (※) 拠点に参画する各機関のそれぞれの役割や、効果的な人材交流のためにどのように協働するかについても具体的に記載。
- 人材育成に係る企業との連携方策（任意）
- 事業終了後も継続できる自立的な人材交流・育成の仕組み（任意）

3-1-5. 拠点における環境整備（令和 3 年度補正予算）【様式 6】

本事業では、3-1-3.や 3-1-4.で述べた、10 年間にわたる研究開発や人材育成の拠点活動を行うに当たって必要な研究環境（設備・機器等。以下「設備等」という。）を令和 3 年度補正予算により整備する。特に研究開発においては、集積回路の設計・試作・評価等を行えるよう、必要な設備等を整備すること。その際、拠点における既存インフラを最大限活用することを前提に、提案する設備等は真に必要なもので導入効果が高いもの、かつ導入後の自立的な運営が期待できるものに限定すること。また、拠点外の研究者等も幅広く利用できる体制をとり、我が国全体の研

⁹ 産業界での実務経験に基づき、研究代表者を補助しながら構成員の研究指導ができる教員。

究基盤強化へ貢献すること。

これらを踏まえつつ、提案内容の記載に当たっては、以下の観点を含めること。

- 拠点が目標とする研究環境とその特長（例：プロセスのどの部分に特化しているか 等）
- 設備等の運営方針
- 現状の設備等の概要
- 導入する設備等の概要（用途、金額を含めること）や利用ニーズ、導入効果（導入後には既存の設備等と組み合わせて集積回路の一貫した研究開発が実施できることについて¹⁰の詳細な説明を含めること。）
- 拠点内外の幅広い利用者の研究活動に広く裨益する共用の仕組み

3-2. 拠点の運営体制【様式 3】【様式 8】【様式 9】

3-1.で述べたような取組を着実に実施しながら、半導体集積回路の関連分野において日本のアカデミアの中核となる拠点を形成していくためには、優れた体制（運営体制の全体像を分かりやすく図示すること）を構築することが極めて重要である。

3-2-1. 拠点設置法人の役割

拠点が日本のアカデミアの中核となるため、代表機関として申請する法人（以下「拠点設置法人」という。）内においては、十分調整の上、拠点設置法人自体もコミットした体制¹¹をとること（法人の長のコミットメントを含む）。5-1-1.で後述するとおり、1 法人が代表機関となる複数の申請は認められない¹²。代表機関としての役割を担う観点から、必要に応じ、拠点設置法人において既存組織の改編も一体的に行うことが期待される。

拠点が事業終了時に自立できるよう、拠点設置法人は当該拠点を中長期的な計画等において明確に位置付けた上、拠点の運営や活動に対して、事業期間中から法人を挙げて全面的に、人的、財政的及び制度的支援を行うこと。ポートフォリオと資金調達計画（基盤的研究費、競争的研究費、他機関からの調達資金）を策定するなど、多様な運営資金獲得に向けた取組を行うこと。

また、拠点設置法人は、拠点で形成されるネットワークも活用しながら、人材の流動性を高める工夫を行うとともに、柔軟な雇用制度（例：クロスアポイントメント制度 等）を整備したり、若手研究者に対しては、キャリアパスの整備（例：任期終了後のテニユアポストの用意 等）を行ったりするなど、事業期間にわたって優秀な人材を継続的に糾合できるような魅力ある拠点運営を図ること。

加えて、拠点運営に一定の独立性を確保するため、拠点に係る人事や予算執行等に関し、拠点長が実質的に判断できる体制を整えること。

3-2-2. 拠点長の役割

拠点長は、10 年間にわたり、拠点をリードしながら、拠点の存在を国内外にアピールして多様な人材を結集させること等が重要な役割となることから、集積回路の関連分野でトップレベルの業績を上げており、かつ拠点運営で強力な牽

¹⁰ 3-1-3.のとおり、一部のプロセスについて民間企業の受託サービスや外部機関の装置を利用すること等総合的にみて最良と考えられる場合には、そのような提案も可とする。

¹¹ 当該コミットメントは、申請時の審査において考慮されるのみならず、その遂行状況について、その後の評価の対象となる。

¹² 5-5-1.のとおり、ある拠点構想の代表機関として提案した機関が、別の拠点構想の連携機関として参画することは妨げられない。

引力を発揮できる有能な研究者であって、集積回路をシステムとして俯瞰できることが望ましい¹³。

拠点長は拠点運営責任者として、複数チームの相互作用を促進し、明確な目標に向かった統一的な運営方針を示すこと。また、拠点の参画者に対して、新領域開拓の一翼を担う挑戦者としての自覚を促すとともに、拠点における活動の中心的役割を担う研究者に対して、異分野融合により着実に成果を生み出すためのマネジメント能力習得に向けた訓練を行うこと。特に連携機関も含めた拠点全体の運営に責任を持つ者として、機関間の相互作用¹⁴を促進するマネジメント体制（例えば 3-2-3. で後述する「拠点運営委員会」の設置・開催等。）を構築すること。加えて、拠点長は、4-2. で後述する事業推進委員会と常時連絡を取り合い、研究開発の活動状況や成果等を報告し、組織運営についての助言を受けるとともに、事業推進委員会や文部科学省からの集積回路に関わる施策の展開に関する要請に協力すること。

3-2-3. 代表機関の役割

代表機関においては、優秀な研究者や職員のリクルート、システム改革等、拠点運営に常に意を用いる専任の拠点長及びそれを支える企画部門を設置し、組織体制を整えること。その上で、拠点が日本の中核的存在となるため、代表機関は、機関としてしっかり一枚岩となることはもとより、当該機関内に閉じることなく、拠点の連携機関、さらには拠点外の大学や国立研究開発法人等にも開かれた体制づくりを行うこと。また、関連分野の多様な研究者を集めた学際的な研究集会を定期的を開催するほか、関連する学会や協議会が開催するシンポジウム等の企画・運営に参画するなどして、関連分野の研究者の交流を推進すること。

加えて、本事業では将来ニーズを踏まえた研究開発テーマの設定や拠点から創出される研究開発成果の将来的な実用化を重視していること、また将来ニーズを踏まえた集積回路のアプリケーションを構想できる人材の育成にも重きを置いていることから、拠点が産業界にも開かれたものとなるよう、事業期間中から産業界等と連携する体制をとること。例えば企業等の研究者にも拠点の構成員あるいはアドバイザーとして参画してもらうなど、常時、産業界と密に連携する体制をとることが望ましい。また、スタートアップ企業等も積極的に巻き込む方策も期待される。

同時に、本事業全体の目標である、将来的なグローバル市場獲得のためには、海外からの視点も取り入れることが重要である。また海外の優秀な人材の戦略的な引き込みは拠点の研究開発水準を高めるためにも有効である。したがって本事業における拠点では、情報や知的財産の適切な管理等、安全保障上の対応策¹⁵を確実にとった上で、特色をしっかりとアピールし国際的にも開かれた体制を構築することが期待される。

加えて、グローバル市場獲得のためには国際的なルール・システムづくりの主導等を通じた国際標準化が重要であることに鑑み、将来的な市場獲得に向けて、拠点における主な活動等について、外国語による効果的なアウトリーチを行うこと。

¹³ 言い換えれば、裾野の広い集積回路分野全体を概観しながら本質的課題を見極める洞察力と、異分野の人材を糾合しながら新しい課題への挑戦に誘導するマネジメント能力を兼ね備えたリーダーであり、集積回路の関連分野において、我が国で最も求心力を持つ人材であることが求められる。

¹⁴ 複数機関がさまざまなフェーズの課題に並行して取り組む中で、相互のアイデアや課題、進捗、成果等を円滑に共有できるよう、また広がりある人材交流が行えるよう、拠点内でのネットワークを形成、発展させることが期待される。

¹⁵ 「8-15. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）や「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日改正）、その他の国の方針等を踏まえて適切な管理体制を整備し、必要に応じて文部科学省や4-2.の事業推進委員会に報告を行うこと。不適切な事案等が確認された場合は事業の見直し等を求めることもあるので十分留意すること。

3-2-4. 拠点運営委員会の設置

拠点が掲げるビジョンや目標の共有、運営方針の統一、知的財産の活用方針の策定、情報管理戦略の策定等を図るため、また研究開発や人材育成の活動において、日頃からアイデアや課題、進捗、成果等を共有し、機関間の効果的な連携を行うため、拠点に参画する全機関の長（以下、代表機関及び連携機関の長をまとめて「代表研究者」という。）から構成される拠点運営委員会を設置、開催すること。当該委員会には、民間企業の参画¹⁶を通じ、産業界の動向や将来ニーズの継続的な把握に努めることが期待される。委員会の主な活動については、必要に応じて後述する事業推進委員会に報告すること。なお、活動を通じ、拠点としての運営方針や計画等、拠点構想の重要事項の修正・見直しが必要と判断された場合は、委員会で変更方針を協議の上、遅滞なく事業推進委員会に報告・相談すること。

これらを踏まえつつ、拠点の運営に関する提案内容の記載に当たっては、以下の観点を含めること。

- 法人における拠点の明確な位置付けや、法人の長も含めた組織全体からのコミットメント
- 機関間の有機的な連携に向けた拠点内のネットワーク形成
- 既存の研究インフラを有効活用した運営
- 事業終了後の自立的な運営に向けた対応
- 人材の流動性の確保
- 拠点外機関との連携や産業界との共働等、広く開かれた拠点の形成
- 研究者の交流の場の企画・運営
- 安全保障上の（情報）管理体制
- 国際的なオープンイノベーションの場づくり
- 成果や知的財産の戦略的活用
- 世界に対する戦略的な成果発信

¹⁶ 拠点構想に民間企業が含まれる場合には当該企業の参画が推奨されるほか、委員会の議題に応じて拠点外の企業の招聘等を行うことも考えられる。

4. 本事業全体の運営体制

本事業においては、採択された拠点における取組及び拠点間の連携を推進するため、プログラムディレクター（PD）、プログラムオフィサー（PO）を選任し、事業推進委員会を設置する。

4-1. プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）

文部科学省では、本事業の受託者（以下「受託者」という。）との委託契約締結に当たり、事業運営方針の策定、資金配分の策定、進捗状況の確認、計画の改善、運営の見直し等を目的として、プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）を配置する。PD は本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、拠点に対し必要な指導・助言等を行い、PO は PD の業務の補佐を行う。

進捗管理に当たっては、4-2.の事業推進委員会の開催や、調査票（研究開発及び人材育成の進捗状況の確認）、ヒアリング（拠点ごとの面談）、サイトビジット（拠点現場における実際の活動状況の確認）等[※]を通じて、出口戦略の実現を図る。なお、PD、PO 等による指導、助言等を踏まえ、必要に応じて、研究計画テーマや領域、目標、計画の見直しあるいは事業実施の中止（計画達成による早期終了を含む）等を行うことがあり得る。

（※）提案される研究開発活動の前提となる重要な研究開発データ（実験含む）については、委託契約以前に実施されたものであっても、進捗管理の観点で確認をすることがある。

受託者は、PD、PO 等に協力する義務を負う。

4-2. 事業推進委員会

本事業では、事業全体の着実な推進を図るため、PD を委員長、PO や産業界・学術界を代表する有識者等を委員、文部科学省研究開発局環境エネルギー課を事務局とした事業推進委員会を設置する。本委員会において、各拠点の運営方針や研究開発及び人材育成の計画の確認、活動の進捗や成果の評価を行うとともに、拠点に対する必要な指導や専門的知見に基づく助言を行う。日頃から拠点の活動状況の把握に努め、拠点に対して積極的に支援を行うとともに、事業で得られた知的財産権等の取得・活用等に関する必要な検討（事業内の知的財産権の帰属関係の全体調停を含む）を行う。

4-3. 事業評価

本事業については、以下のとおり、事業期間中に中間評価、事業終了後までに事後評価を実施する。

事業期間の中間に当たる令和 8 年度に中間評価を実施する。中間評価においては、それまでの進捗状況の評価結果等を基に、事業終了時点までの本事業の目標を達成し得るか否かについて確認した上で、委託機関として継続することの可否を判断する¹⁷とともに、必要な場合には、研究内容の見直し、実施体制の見直し等を行う¹⁸。また、本事業終了後までに事後評価を実施する。

なお、中間評価及び事後評価の結果は、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会で決定され、文部科学省のウェブサイトを通じて公表される。

¹⁷ 4-1.のとおり、中間評価以外のタイミングでも、適時、PD、PO 等の判断により、事業実施の中止等を行うことがある。

¹⁸ 翌年度以降の拠点間の予算配分に当たって考慮されることがあり得る。

4-4. 経済産業省及び文部科学省の連携

本事業で主眼を置いている、将来のグローバル市場獲得や我が国産業競争力の維持・強化のコアとなる次世代集積回路の早期実現に向けては、基礎から実用化までの関連事業を切れ目なく一体的に推進することが重要である。したがって、本事業の推進に当たって、文部科学省は、経済産業省との緊密な連携により、研究開発政策と産業政策の効果的な連携を図る。具体的には、両省の関連事業における課題の共有（経済安全保障の確保を含む。）、本事業から創出される知的財産の活用促進、本事業で得られる成果の効果的な橋渡し等を通じて、戦略的な産学連携を推進する。

4-5. その他

本事業において文部科学省は、拠点から創出される研究開発成果の実用化を図るため、企業等とともに出口戦略を検討する体制の構築や、拠点に参画する研究者のコミュニケーションが促進される環境の整備を行う。受託者はこれらの取組への参加、情報提供等、必要な協力をする義務を負う。

本事業の成果報告や広報の一環として、代表研究者等に対して、文部科学省が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがある。また、追跡調査や成果展開の一環として、必要に応じて事業終了翌年度以降においても発表を依頼することがある。

5. 応募の要件

5-1. 応募機関の要件

本事業で形成する拠点に係る種々の提案（拠点ビジョン及び目標、研究課題領域、研究開発・人材育成・環境整備の実施方針・内容・体制、拠点の運営体制 等）について、拠点の中核となる代表機関が連携機関と共同で案を作成し、応募すること。

応募する機関は、以下の要件も全て満たす必要がある。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 採択された場合に、本事業の実施に際し、施設及び設備が使用できる機関であること。
- ④ 採択された場合に、本事業の契約手続等の事務を行うことができる機関であること。

なお、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求められることがある。

5-1-1. 代表機関の要件

半導体集積回路分野において新たに研究開発及び人材育成の拠点形成を図る中核的な機関を、本事業における代表機関の支援対象とする。対象となる機関は、集積回路技術に関する研究開発力を有する機関であり、文部科学省と委託契約を締結できる日本国内の機関（法人格を有する者に限る。）である。機関種の詳細は以下に示す国内の大学、研究機関等とする。

- 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
- 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- （※）連携機関の活動を含めて事業全体を運営するために必要な組織体制を構築する必要があることから、機関の長が研究代表者と連名で申請することとし、同一機関からの本公募に対する代表機関としての申請は1件のみとする¹⁹。

5-1-2. 連携機関の要件

5-1-1.の代表機関が提案する拠点構想において、担当する部分の事業の実施について責任をもって行うことができる機関を、本事業における連携機関の支援対象とする。対象となる機関は、集積回路技術に関する研究開発力を有する機関であり、文部科学省と委託契約を締結できる日本国内の機関（法人格を有する者に限る。）である。機関種の詳細は以下に示す国内の大学、研究機関、企業等とする。

- 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）

¹⁹ ある拠点構想の代表機関として提案した機関が、別の拠点構想の連携機関として参画することは妨げられない。

- 高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校をいう。）
 - 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
 - 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
 - 特殊法人及び認可法人特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
 - 民間企業（法人格を有する機関）
- （※）代表機関との間で事業の実施に必要となる契約等（以下「再委託契約」という。）を締結して参加する。
 なお、代表機関等からの外注等を受けて役務を提供する機関は、連携機関とはならない。

5-1-3. 拠点長の要件

本公募への応募に当たっては、上記の5-1-1.の申請機関に所属する常勤職員が拠点長となって申請すること。応募から研究開発終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、拠点長となることを避けること。

5-2. 実施期間

本事業は、原則として令和3年度から令和13年度までを実施期間とする。ただし、事業の進捗状況や令和8年度に行う中間評価（4-3.で前述）の結果等を踏まえ、本事業の全部又は一部を実施期間中に終了することがある²⁰。

5-3. 採択予定件数及び実施予定額

採択予定件数は3件程度（件数は審査委員会が決定）である。

実施予定額²¹は以下のとおりである。

- 令和3年度補正予算による環境整備費：1件10億円程度
- 令和4年度以降の当初予算による研究開発費等：令和4年度は1件3億円程度（令和5年度以降の毎年度の委託額は本事業に措置される予算や事業の進捗に応じて年度ごとに決定）

なお、採択時及び事業実施期間中に、文部科学省等の指示により、事業実施内容及び実施予定額を調整する場合がある。

また、各拠点の配分額については、令和5年度以降は事業の実施計画の内容や進捗把握等を踏まえて事業推進委員会により決定される。令和4年度においても審査結果（採択の条件・留意点等）により、提案された資金計画の変更が行われることがある。

²⁰ 4-1.のとおり、中間評価以外のタイミングでも、適時、PD、PO等の判断により、事業実施の中止等を行うことがある。

²¹ 本公募は、

- ①令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算に盛り込まれている事業
 - ②令和3年12月24日に閣議決定した令和4年度当初予算の政府案に盛り込まれている事業
- に関するものであり、事業実施には②の予算の国会成立が必要となる。

6. 公募・審査について

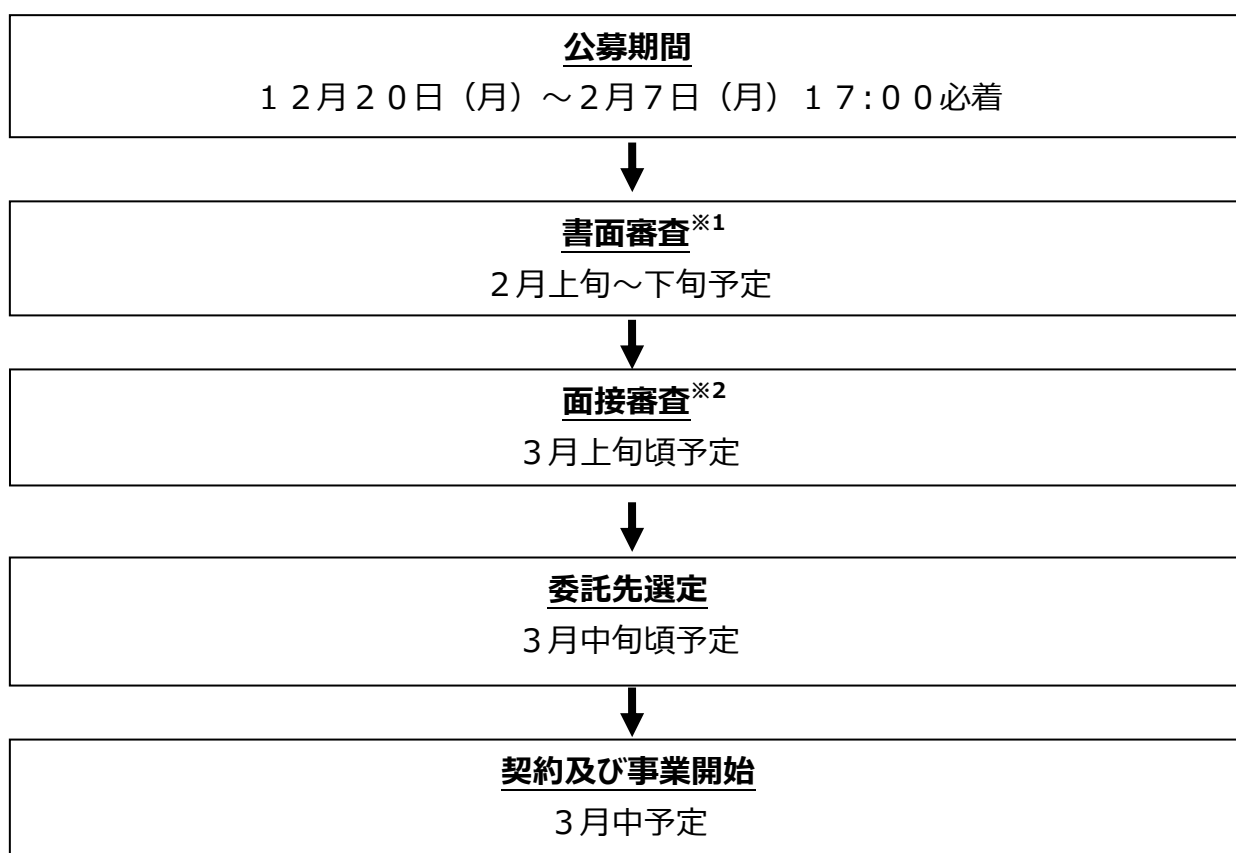
6-1. 公募内容

本事業では、「2.事業の背景・目的」を前提に、「3.事業の概要」に記載の内容に基づく提案を募集する。

応募に当たっては、複数機関での応募を必須とする。拠点長候補者の所属する機関が代表機関となり、代表機関とならない機関（連携機関）の実施内容も含めて提案すること。

6-2. 募集から契約までのスケジュール

本事業における募集から契約までのスケジュールの概略は以下のとおりである。



(※1) 申請件数等により前後することがあり得る。

(※2) 面接審査対象機関（最大で5件程度）に対してのみ、面接審査の集合時刻等について、拠点長に連絡する。

【公募説明会について】

本事業の内容、応募の手続き等についての説明会を以下のとおり実施する。

日時：令和3年12月24日（金）11時00分～11時30分

場所：オンライン開催

本説明会は新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し、オンライン会議システムを利用して開催する。

説明会参加に当たっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、e-mailにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、以下の件名で申請すること。（申請締切：令和3年12月22日（水）17時00分）。なお、募集説明会の登録時に入力する氏名、所属・役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。

なお、応募に当たり、本説明会への参加は任意である。

（事前登録宛先）

E-mail: x-nics@mext.go.jp

件名：「次世代 X-nics 半導体創生拠点形成事業公募説明会申込み」

6-3. 提案書類の受付等

本事業での提出書類は原則として府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（e-Radについては7-1.参照）を通して期限内までに提出すること。提出書類は以下のとおりとする。

- 提案書類一式
- 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

6-3-1. 提案書類の入手方法

提案書等の必要書類は、文部科学省のウェブサイトの公募情報²²又はe-Radのポータルサイトからダウンロードすること。

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。また、認定の取消などとなった場合には、速やかに届け出ること。

6-3-2. 提案書類の期限

提案書類の期限は以下のとおり。

令和4年2月7日（月）17時00分（厳守）

※ 上記期限はe-Radによる受付期限である。

※ 全ての提案書類について、期限後の提出、差替、訂正は一切受理できないので注意すること。

公募に参加を希望する者は、提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨を誓約書（添付様式5）に記入し、所属機関長による署名（自署に限る。公印不要。）の上、e-Radにて提出すること。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とする。ただし、以下に該当する機関は提出の必要はない。

- ・ 機関の代表者の選任・任命を国が行う機関（国立大学法人、独立行政法人、国立研究開発法人等）
- ・ 機関の代表者が国民の選挙により選任される機関（地方公共団体）

²² http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm

6-4. 提案書類の作成

提案書類の作成に当たっては、以下に示す注意事項を遵守するとともに、e-Rad への応募情報入力に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照すること。提案書類に不備等がある場合、受理できないことがあるので注意すること。

6-4-1. 提案書類の作成及び提出上の注意

- ・ 枚数制限を定めている様式については、制限を守ること。
- ・ 提案書類の記載（入力）に際しては、本項目及び各様式に示した注意事項に従って、必要な内容を誤りなく記載すること。
- ・ 提案書類は日本語で作成すること。
- ・ 入力する文字のサイズは原則として 12 ポイントを用いること。
- ・ 郵便番号は 7 桁で記入すること。
- ・ 用紙の大きさは、全て日本産業規格 A4 版とする。

6-5. 審査及び採択

6-5-1. 審査方法

本事業における実施機関の選定に関する審査は、文部科学省に設置した、外部有識者から構成される審査委員会において行う。審査は、外部からの影響を排除し、応募された提案に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行い、審査に用いる会議資料についても非公開とする。

具体的には、応募された提案ごとに、提案書類の不備等を確認した上で、審査委員会において、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び拠点長等に対する面接審査を実施する。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

面接審査は、書面審査によって選定された提案についてのみ実施する。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

6-5-2. 審査要領

応募された提案は、審査要領において定められた評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び面接審査によって審査を行う。具体的には審査要領（別紙 1）を参照すること。

6-5-3. 選定結果の通知

書面審査の結果、面接審査実施の連絡、面接審査の結果に基づく採択の可否については、拠点長候補者に対して通知する。この際、採択に関して、条件を付ける場合があること、別途再審査となることがある。なお、審査の途中経過等に関する問合せは一切受け付けない。

採択の決定後、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により審査委員、採択課題の概要等についての情報を公開する。

6-6. 公表等に関して

6-6-1. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の提案に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、拠点長名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱う。これらの情報については、採択後適宜文部科学省のウェブサイトを通じて公開する。

6-6-2. e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用される。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしている。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いする。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになる。

6-6-3. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできる。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなる。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されているため、本事業実施者には、researchmap への登録について、協力をお願いする。

7. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募方法等について

7-1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

（※）「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

7-2. e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。応募の流れについては、別紙 2 を参照してください。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

7-2-1. e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、応募機関及び研究者の事前登録が必要となります。

① 応募機関の登録

応募時まで e-Rad に応募機関が登録されていることが必要となります。

応募機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から応募機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

応募機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている応募機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

7-2-2. e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局環境エネルギー課に問い合わせてください。
- ② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式、WORD、一太郎ファイル、圧縮ファイルでアップロード可能となっています。（e-Rad には、Word や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。）

- ③ 応募に当たって応募機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

応募に当たって応募機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、応募機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と応募機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局環境エネルギー課まで連絡してください。

7-2-3. その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読の上、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

7-3. その他

7-3-1. e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

7-3-2. e-Rad の操作方法に関する問合せ先

事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究開発局環境エネルギー課にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問合せ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究開発局環境エネルギー課	TEL : 03-6734-4143 FAX : 03-6734-4162 E メール: x-nics@mext.go.jp
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

7-3-3. e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

8. 応募に当たっての留意事項

8-1. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費制度を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。(別紙3)

③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

8-2. 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

8-3. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

① 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※1) 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

(※2) 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年

2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、受託機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

(※) 現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

8-4. 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和2年度以前に終了した制度においても対象となります。

(※) 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

8-5. 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

8-6. 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条

件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

8-7. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙4の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別紙5及び別紙6においても必要な要件や手続の方法を定めていますので、確認してください。

8-8. 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

8-9. 年度末までの研究期間の確保

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費等において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

8-10. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、「機器共用システム」という。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る

必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会（H27.11.25）]

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/___icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3.3.5）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

8-11. 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日～20日)の勤務時間(7時間45分～8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)
- ・具体的な支給額・支給期間等については、応募機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

8-12. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革2019」(平成31年4月23日文科省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文科省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、用途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

8-13. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別紙7を参照してください。

8-14. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関及び研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・申請書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」という。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）を記載してください。キャリア支援活動計画は審査の際に確認します。
- ・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方にに基づき、上記の申請書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中にも含めることができます。
- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

8-15. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が

高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

（※）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8-16. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が

含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

8-17. 社会との対話・協働の推進について

「「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）（別紙 8 参照）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3000 万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組や、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

8-18. 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）や「統合イノベーション戦略 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

については、本事業に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

また、本プランは、業務計画書と合わせて文部科学省研究開発局環境エネルギー課へ提出していただきます。

なお、提出いただいたデータマネジメントプランは、今後の研究者支援の改善や、本方針の見直しを含む研究データの保存・管理及び公開にかかる取組の検討・促進に資すること等を目的に、文部科学省研究開発局環境エネルギー課での分析に活用いたします。また、分析で得られた統計データ等は必要に応じて公開をすることがあります。ただし、

個々の研究活動や研究者個人が特定される情報は一切公開いたしません。

8-19. 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT Initiative to Establish NeXt-generation Novel Integrated Circuits CenterS (X-NICS) Grant Number 9桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の9桁の体系的番号は、JPJXXXXXX です。体系的番号については、採択後に研究実施者に対してお知らせいたします
論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

①論文に関する事業が一つの場合（体系的番号「JPJ XXXXXX」）

【英文】

This work was supported by MEXT Initiative to Establish Next-generation Novel Integrated Circuits Centers (X-NICS) Grant Number JPJXXXXXX.

【和文】

本研究は、文部科学省次世代 X-nics 半導体創生拠点形成事業 JPJXXXXXX の助成を受けたものです。

②論文に関する事業が複数（二つ）の場合（体系的番号「JPJXXXXXX」「JPJ234567」）

【英文】

This work was supported by MEXT Initiative to Establish Next-generation Novel Integrated Circuits Centers (X-NICS) Grant Number JPJXXXXXX and MEXT YYYYY Program Grant Number JPJ234567.

【和文】

本研究は、文部科学省革次世代 X-nics 半導体創生拠点形成事業 JPJXXXXXX,文部科学省□□事業 JPJ234567 の助成を受けたものです。

8-20. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和2年度までに9件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより御覧いただけます。ぜひ御活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

(参考)「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

8-21. 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける受託機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた受託機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム(e-Rad)により報告してください(複数の競争的研究費を獲得した受託機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

8-22. 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

8-23. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、応募機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正)^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

8-24. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各応募機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和3年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Radから令和3年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出(アップロード)してください。

なお、既に令和3年度版チェックリストを提出している研究機関は、新たに提出する必要はありません。ただしチェックリストは、研究活動を実施している期間は毎年度提出する必要がありますのでご注意ください。令和4年度版チェックリストは、令和4年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(※) 注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。)

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

8-25. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

応募機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

8-26. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各応募機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和3年4月1日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和3年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約日までに、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。)

8-27. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年	
3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年	

特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(iii) 競争的研究費制度及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、受託機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、受託機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

8-28. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、契約手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

文部科学大臣 殿

令和〇年〇月〇日

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長
(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

9. 契約の締結等

9-1. 委託契約の締結内容

本事業においては、1つの代表機関が文部科学省と委託契約（連携機関は代表機関と再委託契約）を締結し、代表機関及び連携機関が文部科学省に代わって、事業を実施することになる。

9-1-1. 契約条件等

第6章に基づく審査の結果、採択された提案については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

採択された代表機関については、予算の成立を前提に、文部科学省と代表機関との間において、国の会計年度の原則に従い、単年度ごとに委託契約を締結することになる。なお、契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するものとするため、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

契約を締結するに当たっては、その内容（経費の積算を含む。）が双方の合意に至らない場合は、採択された代表機関であっても取消しとなることがある。契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、事業計画の見直し又は中止を求めることがある。

加えて、国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。なお、毎年度の事業の進捗状況又は中間評価等の結果を踏まえ、年度途中での事業計画の見直し等による契約変更を行うことがある。

9-1-2. 再委託契約について

代表機関が事業を実施するに当たって、本委託契約の一部を連携機関に委託する場合は、代表機関は連携機関との間において再委託契約を締結するとともに、再委託先における事業の進捗状況及び事業に要する経費について管理することが必要となる。

9-1-3. 契約の準備について

代表機関の採択後、速やかに契約作業が進められるよう、代表機関は遅滞なく以下の書類を提出する必要がある。

- ・ 業務計画書
- ・ 経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」を参照すること。

また、会計規程及び職務発明規程の整備も実施すること。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

9-1-4. 委託費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出された委託業務実績報告書を受けて行う委託

費の額の確定等において、事業に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがある。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間新たな申請及び参加が制限される。

なお、本委託契約の代表機関は、当該年度の委託契約期間終了までに連携機関（再委託先）からの委託業務実績報告書を受けて再委託契約の額の確定等を、当該代表機関における国の確定調査の前に行い、その結果を国の確定調査の際に報告すること。

9-2. 委託費の範囲及び積算等

9-2-1. 委託費の範囲

本事業における委託費の範囲は、本事業に直接係る経費及び間接経費とする。本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しているため、経費の取扱については別紙 4 の府省共通経費取扱区分表を参照すること。

9-2-2. 委託費の精算

本事業に必要な経費を費目ごとに算出し、総額を計上の上、様式 7 に記載すること。

9-2-3. 委託費の支払

委託費は、原則として当該年度の委託契約期間終了後に文部科学省が支払うものとする。原則として、間接経費は直接経費の 30%とする。ただし、文部科学省が必要と認める場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

9-2-4. 年度末までの研究機関の確保について

年度末までの研究期間の確保のために求められる対応については、8-9.を参照すること。

9-3. 事業成果の取扱い

9-3-1. 委託業務成果報告書の提出

代表機関は、事業成果を取りまとめた委託業務成果報告書（要約版を含む。）を電子媒体で提出すること。電子媒体はファイル形式を PDF 形式とすること。また、同内容の電子媒体を Word 形式でも併せて提出すること。委託業務成果報告書は、国立国会図書館等で公開される。なお、成果報告会での発表を求められることがある。

9-3-2. 事業成果の帰属

以下の知的財産権については、研究成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」（平成 12 年法律第 44 号）の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利が全て帰属することとなる。再委託先である連携機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と連携機関の間で取り決めておくこと。

- ・特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）

- ・著作権（著作権法）
- ・回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととする。

9-4. 取得資産の取扱い

9-4-1. 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなる。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要がある。なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととする。

9-4-2. 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとする。

9-4-3. 汚染資産等の処分

汚染資産等は、受託者の責任において処分すること。

10. 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省研究開発局環境エネルギー課

「次世代 X-nics 半導体創生拠点形成事業」公募担当

TEL : 03-6734-4159

FAX : 03-6734-4162

電子メール : x-nics@mext.go.jp

※今般の新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務を実施している場合がありますので、メールにてお問合せいただくようお願いします。

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できません。なお、質問等に係る重要な情報は、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答を文部科学省ホームページにて公開させていただくことがあります。

審査要領

1. 審査方法

文部科学省に設置した審査委員会において、「評価項目及び審査基準」(別添 1)に基づき、書面及び面接により審査し、採択課題を最終決定する。

なお、審査委員会は、必要に応じて、提案書類に記載のあった計画内容や実施体制の見直し等について条件を付することがある。また、書面審査及び面接審査の結果、提案内容の修正や不足部分の追加を求め、再審査又は再公募を実施し、面接審査を別途実施する場合がある。

(1) 書面審査

- ・ 書面審査においては、提出された提案書類に対し、「評価項目及び審査基準」に基づき審査を行う²³。
- ・ 提案書類ごとの評価点及びコメントを作成する。
- ・ 各提案に対する審査委員の各々の評価点及びコメントを基に、合議により面接審査の対象となる候補を選定する。面接審査の対象となる候補数は最大で 5 件程度とする。

(2) 面接審査

- ・ 審査委員は、拠点長候補者からのプレゼンテーション[※]及び必要に応じて主要な代表研究者等からのプレゼンテーションを受け、「評価項目及び審査基準」に基づき審査を行う²⁴（必要に応じて面接審査対象者を追加する場合もある）。

(※) 説明資料として、提案書類のほか、プレゼンテーション資料を使用できる。

- ・ 原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により変動する場合がある。

2. 審査結果の通知及び公開

(1) 審査結果の通知

(書面審査)

書面審査の結果、面接審査の対象となった場合、拠点長候補者に連絡するとともに、面接選考の日程、追加で提出を求める資料等について案内する[※]。また、書面審査の結果に応じて、文部科学省から面接選考対象者に対して、面接審査時に対応又は御説明いただきたい事項を連絡・依頼することがある。

(※) 面接審査対象外の場合や、面接審査自体が実施されない場合には、採択可否の通知までは連絡を一切行わない。

(面接審査)

面接審査の結果、採択に当たった条件が付された場合、当該提案の拠点長候補者と調整を行い、提案内容を修正した上で、採択を決定する。採択決定後、全ての提案について審査結果を書面で通知する。

(不採択の場合)

選考の結果、不採択となった提案には、全ての選考が終了した段階で、選考結果とともに不採択の主たる理

²³ 文部科学省から必要に応じ、追加で対応又は御説明いただきたい事項を連絡・依頼することがある。

²⁴ 文部科学省から必要に応じ、追加で対応又は御説明いただきたい事項を連絡・依頼することがある。

由について書面で通知する。選考途中での不採択等に関する通知は一切行わない。

(2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、採択課題の概要を公開する。

3. 利害関係者の範囲

公正で透明な評価を行う観点から、審査委員は以下のいずれかに該当する場合には、すみやかに文部科学省研究開発局環境エネルギー課に文書で申し出るとともに、当該案件の審査に参画することが出来ないものとする。具体的には、審査委員は、書類審査及びヒアリング審査において当該案件についての審査を行わないこととし、審査委員会において当該案件に関する個別審議の際は、退席し、議論や判断に加わらないこととする。

- a) 代表機関に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）する、又は過去3年以内に在職した者
- b) 拠点構想に参画する者
- c) 拠点設置法人の長若しくは拠点長候補者との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - (i) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - (ii) 密接な師弟関係にある者
- d) 拠点ごとに代表機関が設置する拠点運営委員会等の委員に就任する予定のある者
- e) 拠点構想の提案に向けた意思決定過程に関与した者
- f) 拠点構想に参画する者と緊密な共同研究を行う関係にある者
- g) 拠点構想の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- h) その他、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

4. その他

- ・ 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外しないこととし（ただし、公表されている内容はその限りではない）、守秘義務の誓約書に署名すること。また、審査委員として取得した情報（提案書類等各種資料を含む）は、厳重に管理する。
- ・ 審査委員は、競争参加者から何らかの不正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局環境エネルギー課に報告しなければならない。
- ・ 同課は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

評価項目及び審査基準

1. 評価項目

公募要領に記載された趣旨をよく理解し具体的に練られた内容であること。その上で、以下の観点から評価する。

評価項目	評価観点
A.提案内容に対する評価	
1. 拠点構想の 優位性、将来性、有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の社会像やそこで求められる集積回路の在り方を産業界の将来ニーズも踏まえながら示した上、これまでの技術優位性も踏まえつつ、我が国が今後 10 年後に産業優位性を獲得するためのビジョンが具体的な目標とともに示されているか。 ○事業終了後の持続的な運営を目指した取組が提案されているか。
2. 研究開発の 実施内容及び計画の 優位性、妥当性、有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代の集積回路の創出に向け、核となる新たな切り口を志向した研究開発領域が独自の発想で設定されているか。当該領域は、産業競争力や研究開発力の強化等、我が国の今後の発展に資するものか。 ○設定した領域に対し、チームの緊密な連携による、新しい設計・原理探求あるいは新しい材料・プロセス探求を含む革新的な研究開発の目標が提案されているか。実施に当たっての各機関の役割や相乗効果を発揮するための適切なマネジメント体制がとられているか。 ○材料・素子の開発、プロトタイプ製作・評価、集積化した際の特性実証等、集積回路の設計・試作・評価を一貫して行える提案となっているか。 ○目標達成に向けたマイルストーンの設定は妥当か。初年度（令和 4 年度）の経費の内容は妥当であり、提案内容を実施する上で必要不可欠なものとなっているか。
3. 人材育成の 実施内容及び計画の 優位性、妥当性、有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成において目標とする人材像が明確に示されているか。 ○若手研究者を対象とした、研究開発の学びや実践を通じた実践的な育成について提案されているか。我が国全体での集積回路技術の人材の掘り起こしや裾野の拡大に貢献する創意工夫がなされているか。実施に当たっての各機関の役割や相乗効果を発揮するための適切なマネジメント手法が示されているか。 ○目標達成に向けたマイルストーンの設定は妥当か。初年度（令和 4 年度）の経費の内容は妥当であり、提案内容を実施する上で必要不可欠なものとなっているか。
4. 環境整備の 優位性、妥当性、有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○拠点が目的とする研究環境とその特長を明確に定義し、それに合致する運営方針を立てた上で、適切な環境の整備が提案されているか。 ○既存インフラを最大限活用する前提の下、導入する設備の利用ニーズや導入効果が高くかつ真に必要なものに限定されているか。
5. 運営体制の 優位性、妥当性、有効性	<p><拠点における運営体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○拠点の連携機関のみならず、拠点外の大学や国立研究開発法人等、さらには産業界にも広く開かれた拠点体制がとられているか。 ○拠点が有する情報や知的財産の適切な管理の仕組みが構築されており、安全保

	<p>障を確保するチェック体制が担保されているとともに、知的財産の積極的な活用や情報の戦略的発信ができる体制となっているか。</p> <p>○上記の安全保障の確保をした上で、海外からの視点の取入れや拠点の研究開発水準の引上げのため、国際的なオープンイノベーションの場となる体制がとられているか。</p> <p><拠点設置法人からのコミットメント></p> <p>○拠点設置法人において、組織内で十分調整の上、法人の長を含め、法人全体としてコミットした体制が提案されているか。</p> <p>○拠点設置法人において当該拠点が中長期的な計画等において明確に位置付けられているか。また、事業期間中から機関を挙げて全面的な支援を行う体制がとられているか。同時に、拠点構想の実施に当たって必要な人事や予算執行等に関し、拠点長が実質的に判断できる体制が整えられているか。</p> <p>○人材の流動性を高める工夫を行っているか。柔軟な雇用制度や若手研究者に対するキャリアパスの整備等、優秀な人材を継続的に糾合できるような魅力ある拠点運営が提案されているか。</p>
6. 総合評価	<p>○提案された構想は集積回路技術の研究開発を牽引する中核的な拠点としてふさわしいものか。拠点構想等の実施により、国内外の多様な人材を惹きつけ糾合するような拠点が実現可能か。</p>
B.提案主体のワーク・ライフ・バランス等の推進に対する評価	
7. ワーク・ライフ・バランス等の 推進に関する評価	<p>○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当の確認を有しているか。</p>

2. 審査基準

(書面審査)

書面審査において、提案内容は、1.～6.の各項目に対しては次の5段階評価とする。審査委員会の各委員が評価した結果の合計を平均したものを当該提案に対する評価値とする。

- 4 点・・・優れている
- 3 点・・・適切である
- 2 点・・・ほぼ適切である (内容に一部見直しが必要であるが採択可能)
- 1 点・・・あまり適切でない (内容の大幅な見直しが必要)
- 0 点・・・不適切である

7.の項目に対して、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 0.4 点

- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 0.6 点
- ・認定段階3 = 0.8 点
- ・プラチナえるぼし認定 = 1.0 点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.2 点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定） = 0.4 点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定） = 0.4 点
 - ・プラチナくるみん認定 = 0.6 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ユースエール認定 = 0.6 点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0 点

（面接審査）

面接審査において、提案内容は、1.～6.に係る項目について次の5段階評価とし、審査委員会の各委員が評価した結果の合計を平均したものを当該提案に対する評価値とする。

- 4 点・・・優れている
- 3 点・・・適切である
- 2 点・・・ほぼ適切である（内容の一部見直しが必要であるが採択可能）
- 1 点・・・あまり適切でない（内容の大幅な見直しが必要）
- 0 点・・・不適切である

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という）を利用した応募の流れ

研究機関が行います

e-Rad への登録

研究機関で 1 名、事務代表者を決め、ポータルサイトにより研究機関登録申請書（様式 1-1）をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.htm>

研究機関が行います

事務代表者のログイン

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知（事務代表者の e-Rad ログイン ID）がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書（様式 1-1）に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照 URL : <https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照 URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「1.研究機関手続き編」「2.研究者手続き編」
「3.研究機関事務分担者手続き編」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。

参照 URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参考マニュアル：研究者用マニュアル「はじめに」「1. 応募編」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad で提出する応募情報には、①e-Rad 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体で添付する内容があります。

参照 URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照 URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参考マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「4.申請受付編」
研究機関事務分担者用マニュアル「3.申請受付編」

文部科学省にて応募情報を受理

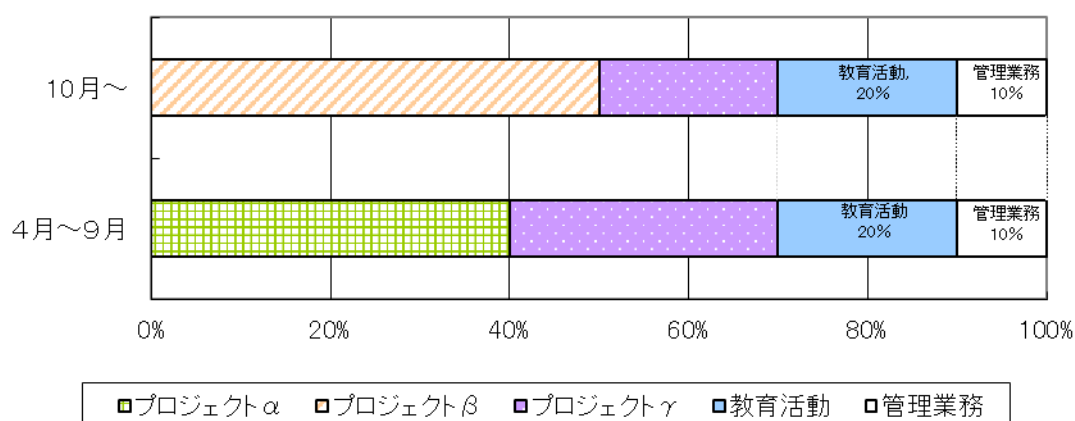
※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者ごとの操作マニュアルを参照してください。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」²⁵を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

²⁵ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正)

府省共通経費取扱区分表について

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的研究費制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出に当たり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のウェブサイトに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、会計処理や経費区分が本区分表と異なる運用をしている研究機関の負担に配慮し、それぞれの研究機関により適切な

経費管理が可能となるよう、配分機関は本区分表を参考に費目を設定できることとする。

府省共通経費取扱区分表 制度・事業名：科学技術試験研究委託費・革新的パワーエレクトロニクス創出基盤技術研究開発事業				
大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
物品費	設備備品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの)を含む。		
	消耗品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品 等		
人件費・謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究採択者本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポスドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアシスタント、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 *人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		※「研究採択者本人の人件費」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙5をご確認ください。
	謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による業務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の業務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 *謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		
旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ①業務・事業を実施するに当たり研究者及び補助員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費) ④研究者等が赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費) 等 *旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 *旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。 *「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査読手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		
	外注費	外注に関わる以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負) 等 *「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く		
その他	印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 等 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代		
	会議費	業務・事業の実施に直接必要な金庫・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く) 等		
	通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等		
	光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費		
	その他(諸経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、園地借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なラン子代・パンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・搬入手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・特許関連経費 ・業事相談費 ・薬品・薬材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く) ・研究以外の業務の代行に係る経費(ハイアウト経費) 等		※「研究以外の業務の代行に係る経費(ハイアウト経費)」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙6をご確認ください。
	消費税相当額(委託費のみ)	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「印刷費」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に關して非(不)課税取引となる経費		
間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費。			
再委託費・共同実施費	委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)。			

研究代表者 (PI) の人件費の支出について

研究代表者（以下「PI」という。）の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）を踏まえ、以下のとおり手続等を行ってください。

1. 対象者

PIとして研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

2. 支出額

PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPIが設定する。

3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 直接経費にPIの人件費（の一部）を計上することについて、PI本人が希望していること。
- (2) PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。【申し合わせ別紙参照】
- (3) PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。

4. 申請に係る手続き

- (1) 研究機関は、PI人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況（申し合わせ別添様式1）及び活用方針（申し合わせ別添様式2）を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する（提出先メールアドレスは6.を参照）。
- (2) PI及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。
- (3) 採択後、PI及び研究機関は、研究計画書等にPI人件費を計上する。

5. 執行後の手続き

- (1) PI及び研究機関は、執行年度の翌年度5月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。
- (2) 研究機関は、執行年度の翌年度6月末までに、確保した財源の活用実績の報告書（申し合わせ別添様式3）を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する（提出先メールアドレスは6.を参照）。

6. その他

- (1) 研究代表者 (PI) の人件費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4. (1) 及び 5. (2) で提出が必要な様式は、以下の文部科学省ウェブページからダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について」(令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm

- (2) 本制度の利用に当たり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による人件費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、以下の窓口において対応を行う。

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

e-mail : kenkyuhi@mext.go.jp 電話 : 03 - 6734 - 4014

研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm）を踏まえ、以下のとおり手続等を行ってください。

1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者（以下「PI」という。）本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（※）の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能。

（※）所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PIは所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該PIが研究費の直接経費によりPI人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

2. 所属研究機関において実施すべき事項等

（1）バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務（1.を参照）に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・年間に代行出来る上限等
- ・代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

（2）PIとの合意

研究機関は、PIが希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該PIとの合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

(3) 経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

**「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の
自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和) について**

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm) に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、以下のとおり手続等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者(以下「PI」という。)等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2) 40 歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。
- (2) PI 等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること。
- (3) PI 等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする)。

3. 従事できる業務内容

上記 2 の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

4. 実施方法

(1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

(3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」とおりとする。

(4) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が 2. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

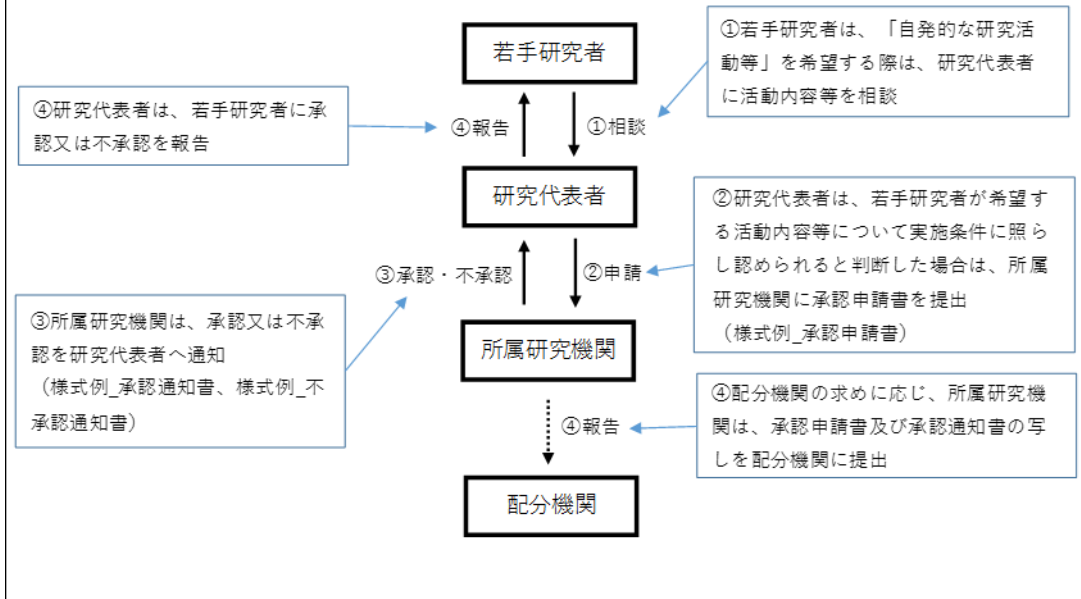
※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

5. 様式例

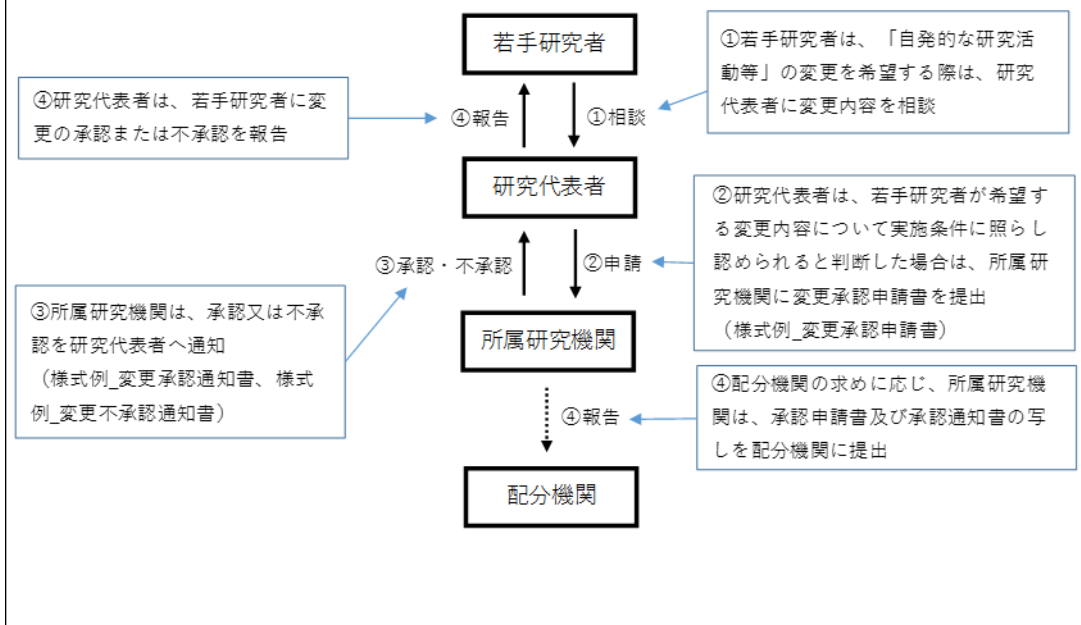
4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、以下の文部科学省ウェブページに掲載しているため、適宜活用いただきたい。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm

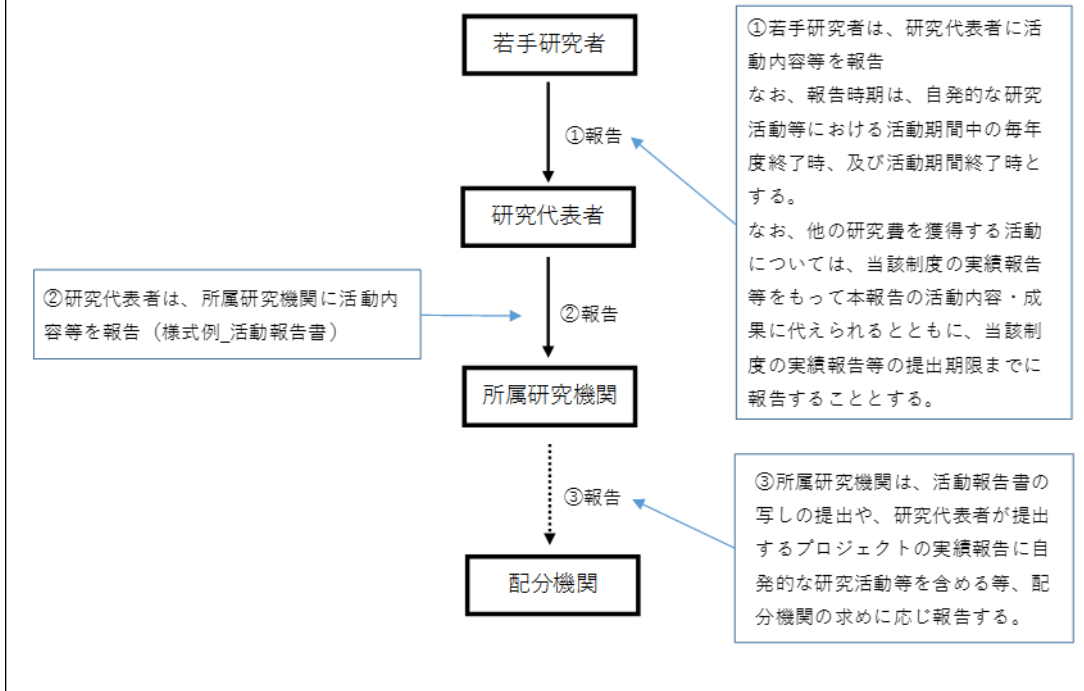
自発的な研究活動等の承認申請手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の変更承認申請手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

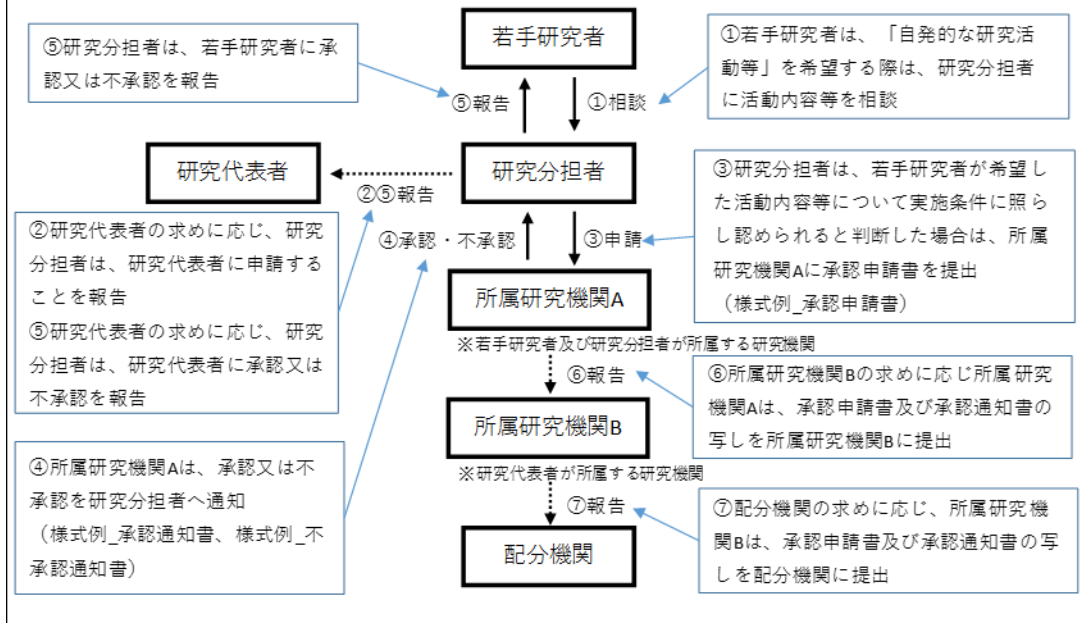


自発的な研究活動等の活動報告手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



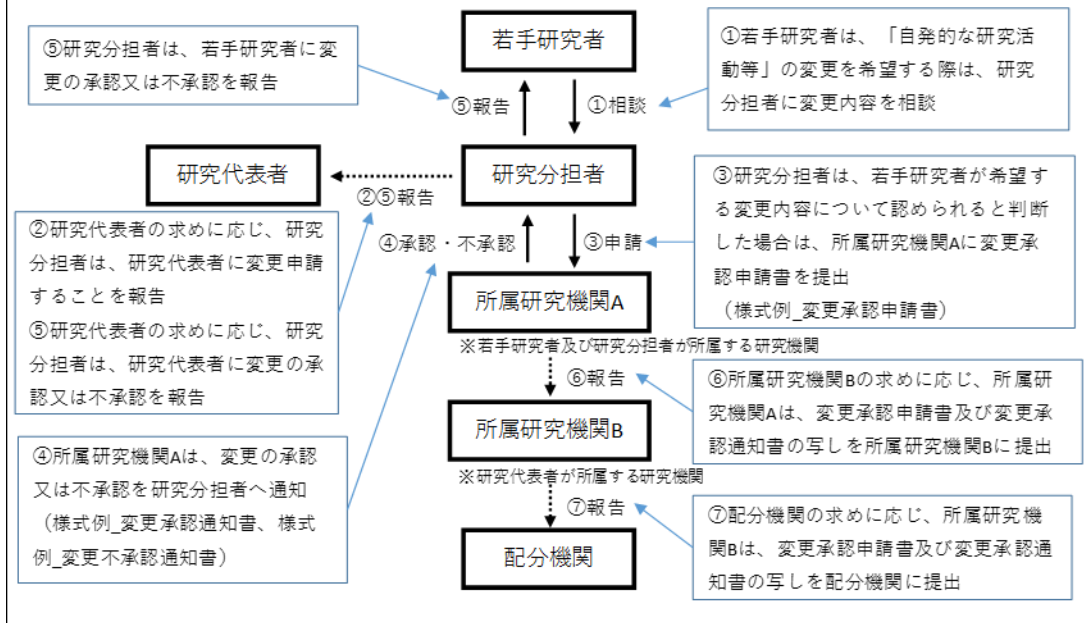
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

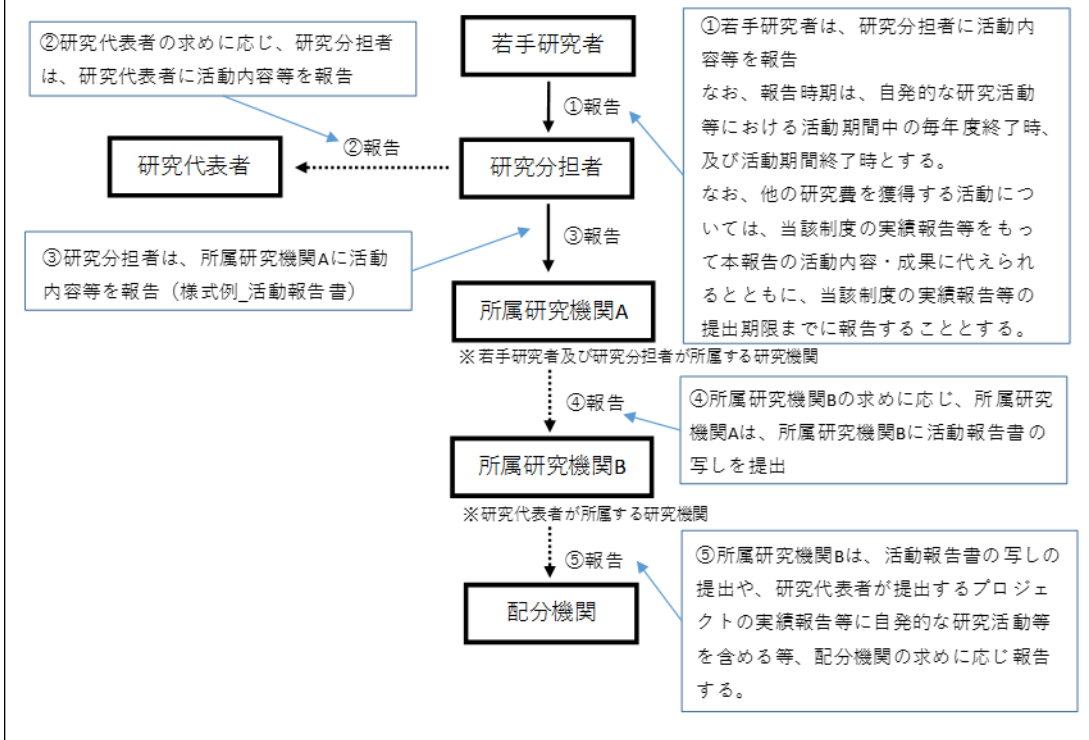


自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の活動報告手続 (研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)



「国民との科学・技術対話」の推進について
(基本的取組方針)

平成 22 年 6 月 19 日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

1 趣旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ①当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金又はプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。
- ②配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施に当たっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
- ④上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

(2) 大学・研究機関

- ①大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ②研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。
なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2 (1) ③の評価対象の一つとする。

(3) 取組に際して留意すべき事項

- ①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。
- ②研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。
なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。
- ③研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。
- ⑤本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。
受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

実際の活動事例

①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

(事例1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASAで凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

(事例2)

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

(事例1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたCOP15(国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議)に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してCOP15の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

(事例1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

(事例2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ(「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等)で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

(事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント(サイエンスアゴラ2009)において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタ in 京都－平成22年度産学官連携推進会議－へ参加・出展した。

◎ 日本の研究者数 約83万9千人(2008年度:総務省調)

(内訳)

大学等	約30万6千人
公的機関	約3万2千人
企業等(NPO含む)	約50万1千人

◎ 競争的資金(8府省) 55,713件

1 5千万円以上

・5千万円以上の件数	1,468件(約2.6%)
・上記の研究者数(実数)	1,329人(約2.4%)

2 3千万円以上

・3千万円以上の件数	2,447件(約4.4%)
・上記の研究者数(実数)	2,188人(約3.9%)

3 1千万円以上

・1千万円以上の件数	7,291件(約13.1%)
・上記の研究者数(実数)	6,159人(約11.1%)

◎ プロジェクト研究資金(7府省) 3,780件

1 1億円以上 469件(約12.4%)

2 5千万円以上 832件(約22.0%)

3 3千万円以上 1,334件(約35.3%)

※内閣府政府研究開発システム調(平成20年度)